

56. 6

1981. 6. 25

建産連ニュース

第9号

社団 法人 埼玉県建設産業団体連合会

◆昭和56年度通常総会開催

建産連会長挨拶	1
埼玉県知事祝辞	2
建設省計画局長祝辞	3
昭和56年度事業計画	4
昭和56年度収支予算	5
建設労働者福祉センター及び建産連会館	
建設事業特別会計収支全体計画	6
役員名簿	7
委員会及委員会構成	8
埼玉県住宅都市部長	9
埼玉県農林部長	10
建産連会長挨拶	11
埼玉中枢都市構想づくりについて	14
56年度公共事業執行方針	15
三省協定建設労務者賃金について(56年度上半期施工)	17
県庁組織改正	19
移譲許認可事務の解説	20
発注予定価格の適正化	21
全国建設産業団体連絡協議会設立さる	21
建産連だより	22
理事会・委員会だより	22
会員だより	23
会員人事往来	27
連合会日誌	28

◆就任の挨拶

◆政治・経済講演会を開催

◆埼玉中枢都市構想づくりについて

◆56年度公共事業執行方針

◆三省協定建設労務者賃金について(56年度上半期施工)

◆県庁組織改正

◆移譲許認可事務の解説

◆発注予定価格の適正化

◆全国建設産業団体連絡協議会設立さる

◆建産連だより

建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大と共に伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければならぬ。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

このような現状を開拓して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提供、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

建産連のスローガン

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の企業体質の合理化を図り、その強化改善に努める。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

昭和56年度通常総会開催

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 通常総会会長挨拶



社団法人埼玉県建設産業団体連合会
会長 斎藤 裕

本日は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会の通常総会を開催いたしましたところ、建設省計画局長、埼玉県知事さんをはじめ御来賓のかたがたには、御多忙の折にもかかわらず多数御臨席をいただき、かくも盛大に開催できましたことは誠に有難く、関係者一同心から感謝申し上げる次第でございます。

また、御列席の会員の皆様には、なにかとお忙しいところ御出席をいただきまして厚くお礼申し上げます。

当連合会も設立以来ようやくにして第三年目を迎えたのでありますが、この間、模索しながらも種々の事業を実施するとともに、本県建設産業界にとって、一大事業でありますところの「埼玉建産連会館ならびに建設労働者福祉センター」を建設するという全く予期し得なかった成果をおさめることができました。

これも一重に御臨席をいただきております御来賓のかたがたならびに会員の皆様方の大好きな御援助と御協力によるものであります、心から感謝申し上げる次第でございます。

殊に「埼玉建産連会館ならびに建設労働者福祉

センター」の建設に漕ぎ着けたことは、建産連設立のたまものであります、建設省の提唱に呼応し全国に先駆けて設立した甲斐があったものと存じております。

工事も順調に進捗し現在コンクリート打設工事を実施中でありますが、本年10月には竣工の運びとなっており、建設産業界の殿堂がお目見えする日も間近でございまして、会員一同御同慶にたえないところであります。

経済の低成長、資源エネルギー制約の強化、物価の上昇等に加えて、政府予算の、二年間に亘る公共事業費の伸びなやみという、財政窮屈とこれに伴う地方財政の逼迫は建設産業の進展を阻むものであり、この環境はますますきびしさをましております。

高度経済成長期における建設産業のように恵まれた条件の中で順調に発達するということは今後望み得ないものと思うであります。

こうした環境の中にあっても、生活環境施設を整備充実することが緊急を要する国民的ニーズとなっておりますが、これらの社会資本を整備する主役が建設産業であり、建設産業こそ新しい社会

が必要とする未来ある産業であると信じてうがわないものであります。

各業種団体はそれぞれ機能を異にしておりますが、いよいよ団結を強固にし業界が一体となって建設産業の合理化、近代化を推進し、この苦難をのりこえ県内建設産業の発展を期したいと考えております。

本年度における事業実施の計画には特に目新しいものはございませんが、より充実した中味のある事業を実施するとともに、「埼玉建産連会館ならびに建設労働者福祉センター」の完成には総力を挙げて取組み、竣工に伴う諸行事の実施と、「建設労働者福祉センター」の管理受託に伴う雇用促進事業団との調整及びその手続き、本年秋からの運営の効率化を推進することといたしております。

何卒、御来席の皆様には、従来にも増して御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

終りに臨み、皆様方のいよいよの御健勝を祈念申し上げまして私の御挨拶といたします。

社団法人
埼玉県建設産業団体連合会
通常総会祝辞



埼玉県知事
畠 和

本日は、埼玉県建設産業団体連合会の通常総会にお招きをいただきありがとうございます。

会員の皆様方には、日ごろから県行政に多大な御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

建設産業団体連合会が一昨年8月に設立されて以来、各業種間の有機的な連絡協調体制の下に、充実した事業活動が順調に展開しておられることは、誠に御同慶に堪えません。

さらに、今年の10月には、皆様方の切なる願いでありました建設労働者福祉センターと建産連会館が、しゃん工する運びとなっておりますことを重ねてお喜び申し上げます。

この建産連会館等の完成は、安定した職場をつくり、労働福祉の推進を県政の主要目標の一つとしております私どもいたとしても、誠に心強いところでございます。

これも、会長さんを始め、役員の方々、会員の皆様方の御尽力のたまものと深く敬意を表する次

第でございます。

さて、今や建設産業は、我が国の重要な基幹産業の一つとして、ますますその地位を高めておりますが、県内におきましても新しい県土を築く建設産業の担う役割は、一段と高まり県民が皆様方業界に対して抱く期待は非常に大きなものがあると思います。

しかし、最近の経済情勢は厳しく、企業経営を取り巻く環境は、非常に困難な状況下にあると存じます。このような時こそ無だを省き経営の合理化・技術の研さん・労働災害の防止等を積極的に行い、時代に即した体制づくりのための自助努力が必要であろうかと思います。

ところで、昭和56年度県予算につきましては、県税の伸び悩み等厳しい情勢の影響を受けまして、一般会計では対前年度比7パーセントの伸びにとどまり、特に皆様方と関係の深い公共事業は、国の歳出予算削減措置等もありまして、ほぼ横ばい

の状態になっております。しかしながら、下水道・住宅・道路などの住み良い生活環境の整備の必要性にかんがみ県単独事業を対前年度比で12パーセント増とし、積極的に取り組んでいるところでございます。

本日、ここにお集りの皆様方は、本県の建設産業界を代表される方々ばかりでございますので、どうか、今後とも本県における公共事業の円滑な推進に一層の御協力をいただきますようお願い申し上げたいと存じます。

また、県としましても、建設業界の健全な発展にさらに一層協力申し上げる所存でございますが、連合会が今後とも業界のため充実した活動を展開されることを望んでやみません。

終わりに、皆様方の御健勝と連合会の御発展をお祈り申し上げまして、私のお祝の言葉といたします。

社団法人
埼玉県建設産業団体連合会
通常総会祝辞



建設省計画局長

宮 繁 護

本日は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会の昭和56年度通常総会にお招きを受け、ごあいさつを申し上げる機会を得ましたことを誠に喜ばしく存じます。

貴連合会は、建設業、不動産業、建設コンサルタント、測量業等の県下建設産業23団体を糾合して相互の協調の下に、建設産業の健全な発展を図ることを目的に、昭和54年に設立されて以来、各般にわたる積極的な活動を展開され、これまでに多大の成果を収めてこられました。貴連合会の御活躍は、建設省が昭和54年以来、設立を勧奨している各県の建設産業団体連合会の先達として、誠に意義の大きいものであります。

ここに御列席の皆様はじめ、関係各位の御努力に対して衷心より敬意を表する次第であります。

御承知のとおり、昨年の建設産業界は、公共・民間ともに、建設投資が停滞する中で、これまでになく厳しい環境におかれました。

今年度におきましては、国の公共事業関係予算是、昨年と同水準にとどまったものの、財政投融資、地方単独事業費で若干の伸びを確保し、また、先般、上半期の執行率が70.5パーセントとされ、さらに、民間住宅建設にも回復の兆しがみられるなど多少明るい面もでてまいりました。

いずれにしても、今後の建設事業は量的な拡大のみならず質の良い事業施行に努めるべきものと考えられ、その意味で事業の施行にあたる建設産業界の健全な経営力の維持には従前にもまして、きめ細かな配慮が求められているものと考えます。

建設省といたしましては、今後の公共事業の執行につきましては、業界の実態に即しつつ、適切な配慮を払うとともに、昨年来、標準約款の改正・歩切り廃止の通達等により推進してまいりました請負契約関係の改善・積算・発注の合理化等各般にわたる施策をさらに、強力に展開して、建設産業の健全な発展を図ってまいりたいと考えており

ます。

しかしながら、建設産業界が一層の飛躍をとげるためには、まず、何よりも業界自らの創意と堅実な努力が必要であります。

皆様方におかれましては、このような状況をよく認識され、今後とも関係団体が緊密な連携をとりつつ、一層の御活躍、御尽力をお願い申し上げる次第であります。

最後に、貴連合会の益々の御発展と皆様の御健勝とを祈念いたしまして、私のごあいさつとさせて頂きます。

昭和56年度事業計画

「社会的地位の向上と建設産業の健全な発達を促進する」ため、一層積極的に諸対策を推進

建設産業はわが国経済社会のなかにおいて重要な位置を占めており、都市施設や生活環境施設などの社会資本を整備し高福祉社会建設の担い手となっているが、業界をとりまく環境は年ごとにきびしさを増している。

このような中にあって、当連合会設立的一大目標である「社会的地位の向上と建設産業の健全な発達を促進する」趣旨にのっとり、各業種間相互の理解と協調を更に一段と高め、情報の交換、収集、提供を活発に行うとともに、建設産業に携わる者の資質を向上するための諸対策、県民全体の理解と協力を得るための広報活動、若年技能者の雇用機会の開発等を積極的に実施するものとする。

一方、県内建設産業の拠点となる「埼玉建産連会館」ならびに「建設労働者福祉センター」の建設には、施工企業の献身的努力に待つところ大であるが、他にほこり得る機能的近代的施設として、これが完成に総力を挙げて取組むとともに、竣工、開設等に伴う諸行事の実施、円滑な管理運営と利用の高度化を推進するものとする。

1. 調査研究事業

各業種の実態、建設産業に携わる技能労務者の雇用の実態、労働福祉対策等について調査研究するとともに、エネルギー及び建設資材対策等について研究会を開催する。

2. 研修事業

経済の動向、国内外の諸情勢等について講演会を開催する一方、各企業の管理監督者を対象として経営業務改善の方向づけ及び災害の防止等について研修会を開催する。

3. 情報の収集、提供ならびに建議

(1) 国、県の施策、建設産業界の動き、資材、労務に関する情報を収集し隨時各会員に提供するとともに「建産連ニュース」を通じて会員傘下の経営者に周知する。

(2) 建設産業の振興、中央・地方を通ずる建設産業関係行政機構の充実、建設産業団体連合会の育成強化等について国、県に対し建議を行う。

4. 連絡調整事業

建設省ならびに労働省及び県関係者との連絡調整会議を開催して本連合会運営の円滑化を図る。

なお、若年技能者の雇用機会の開発と円滑な雇用を図るために、県立職業高校、職業訓練校との連絡会議を開催するとともに県内各大学工学部との連絡を密にする。

5. 啓発宣伝事業

建設産業について広く県民の理解と協力を得るため新聞紙上を通じての広報、1枚刷カレンダーを作成し配布するほか、小・中学校児童・生徒を対象とした標語、ポスターコンクールを



◆56年度通常総会風景

開催し、「若い人達に魅力ある建設産業」をアピールする。

なお、広報誌として「建産連ニュース」を引き続き発行する。

6. 全国建設産業団体連絡協議会への協力

各都道府県の建設産業団体連合会を構成員とする全国建設産業団体連絡協議会の結成を推進し、これが運営に積極的に協力し各都道府県連合会との情報交換、当面する問題の解決、建設産業の地位向上と社会的信頼の確保に努める。

7. 「埼玉建産連会館」ならびに「建設労働者福祉センター」の建設とその運営

県内建設産業の拠点となる「埼玉建産連会館」の供用開始を、昭和56年11月を目指し、建設工事の順調な施工と完成を図るとともに、竣工に伴う諸行事の実施と雇用促進事業団の建設に係る「建設労働者福祉センター」の管理運営の委託を受け当該センターの高度な利用を推進する。

昭和56年度収支予算

予 算 書

(昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで)

(2) 支出の部

(1) 収入の部

勘定科目			予算額 予算額 △減	前年度 千円 860	増減 千円 1,720 △ 860	備考
大科目	中科目	小科目				
事業収入	受託収入			千円 500	1,000 △ 500	
				千円 360	720 △ 360	建産連ニュース掲載広告料
	広告料収入			400	400	0
入会金収入	入会金収入			11,801	11,660	141
				11,601	10,160	1,441
会費収入	正会員会費収入			200	1,500 △ 1,300	賛助会費
				700	500	200
補助金収入	地方公共団体補助金収入			700	500	200 純費補助金
				1,000	1,000	0
助成金収入	民間助成金収入			1,000	1,000	0 建設振興基金助成金
				0	500 △ 500	
寄付金収入	寄付金収入			0	500 △ 500	
				659	450	209
雑収入	受取利息			344	150	194 預金利子
				315	300	15 雜収入
前期繰越 収支差額	前期繰越 収支差額			5,925	4,956	969
				5,925	4,956	969 前年度繰越金
取入合計			21,345	21,186	159	

勘定科目			予算額 予算額 △減	前年度 千円 13,095	増減 千円 12,537	備考
大科目	中科目	小科目				
管理費	給料手当		千円 8,975	千円 8,775	200	
		給料	5,460	5,460	0 職員3人分	
	諸手当		3,515	3,315	200 期末手当 2,275,000円 通勤手当 360,000円 時間外手当 240,000円 嘱託手当(会計士分を含む) 640,000円	
福利厚生費	社会保険料		860	702	158	
		厚生費	90	0	90	
	会議費		1,350	1,350	0	
会議費	総会費		500	500	0 総会2回(監査を含む)	
		役員会費	450	450	0 役員会費	
	委員会費		400	400	0 委員会費	
旅費交通費	一般旅費		240	240	0	
			240	240	0	
通信運搬費	什器備品費		300	180	120	
			300	200	100 事務用備品購入代	
消耗品費	印刷製本費		300	300	0 事務用品、新聞、専門雑誌代	
			260	360 △ 100	資料、封筒その他印刷代	
賃借料	租税公課		50	120 △ 70	会場借上料、自動車借上料等	
			10	10	0 住民税	

勘定科目			予算額 予算額 △減	前年度 千円 100	増減 千円 0	備考
大科目	中科目	小科目				
事業費	負担金		千円 350	千円 300	50 全国建設産業団体連絡協議会負担金	
		雜費				
	調査研究費		950	900	50 調査費、研究検討会費	
研修会費	研修事業費		1,200	1,230	△ 30 研修会、講演会開催費	
	情報活動費		2,420	2,230	190 建議及び情報の収集、提供等経費	
	連絡調整費		660	600	60 関係機関との連絡調整に要する経費	
啓発宣伝費	啓発宣伝費		2,200	2,640	△ 440 広報に要する経費 標語、ポスター、コンクール開催経費	
	退職給与積立預金支出		320	100	220	
予備費	予備費		500	949 △ 449		
	予備費		500	949 △ 449		
支出合計			21,345	21,186	159	

2. 借入金限度額 なし

3. 債務負担額 なし

建設労働者福祉センター及び建産連会館建設事業特別会計収支全体計画

(1) 収入の部

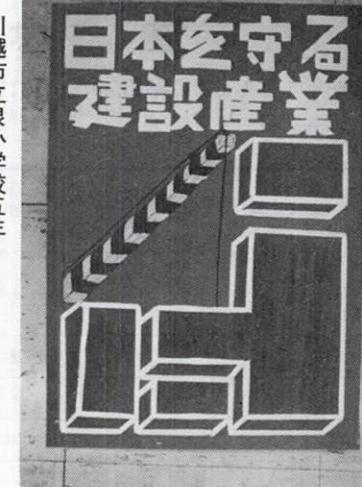
勘定科目			全 体 予 算 額	昭和55年 度 収 入 済 額	昭和56年 度 収 入 見 达 額	備 考
大科目	中科目	小科目	千円	千円	千円	
助成金			30,000	30,000	0	
取入	助成金收入		30,000	30,000	0	建設業振興基金助成金
保証金			74,685	0	74,685	
取入	保証金收入		74,685	0	74,685	入居保証金
借入金			537,235	247,235	290,000	
取入	借入金收入		537,235	247,235	290,000	
	会員団体から借入金收入		247,235	247,235	0	会員団体から借入金
	金融機関から借入金收入		290,000	0	290,000	市中金融機関から借入金
雜収入			2,555	1,555	1,000	
	雜収入		2,555	1,555	1,000	預金利子その他
収入合計			644,475	278,790	365,685	

(2) 支出の部

勘定科目			全 体 予 算 額	昭和55年 度 支 出 済 額	昭和56年 度 支 出 見 达 額	備 考
大科目	中科目	小科目	千円	千円	千円	
管理費			4,254	754	3,500	
	事務費及び会議費		4,254	754	3,500	給与費 2,383 土地借上料 765 会議費及事務諸費1,106
建設事業費			600,465	72,042	528,423	
	調査設計費		15,865	12,242	3,623	測量ボーリング1,300 設計監理 13,665 模型制作分担金 300
	会館建設費		514,600	59,800	454,800	建築工事 299,000 電気設備工事 70,500 空気調和設備工事 73,200 給排水衛生設備工事 59,400 淨化槽打工事 4,500 雑工事 8,000
	周辺整備費		40,000	0	40,000	周辺整備費
	備品費		30,000	0	30,000	
	建設労働者福祉センター備品費		20,000	0	20,000	建設労働者福祉センター 什器備品費
	建産連会館備品費		10,000	0	10,000	建産連会館共用備品費
負担金			16,080	8,430	7,650	
	負担金		16,080	8,430	7,650	水道引込負(分)租金 8,430 ガス引込負担金 7,650
竣工費			5,000	0	5,000	
	竣工祝賀費		5,000	0	5,000	竣工祝賀会費
租税公課			13,679	0	13,679	
	租税公課		13,679	0	13,679	不動産取得税
予備費			4,996	0	4,996	
	予備費		4,996	0	4,996	
支出合計			644,474	81,226	563,248	

2. 借入金限度額 300,000千円

→ 川越市立泉小学校五年
若目田 昌明君の作品



← 新座市立新開小学校六年
高橋 憲行君の作品



(役員名簿)

役職	氏名	所属団体名	役職	氏名	所属団体名	役職	氏名	所属団体名
会長	斎藤 裕	(社)埼玉県建設業協会	理事	島村 治作	埼玉県道路舗装協会	評議員	小山 慶作	(社)埼玉県測量設計業協会
副会長	安藤 晃	(社)埼玉建築士会	〃	内海 勝正	埼玉県コンクリート製品協同組合	〃	河野 長生	(社)埼玉県宅地建物取引業協会
〃	川合 大	(社)埼玉県電業協会	〃	土屋 裕保	埼玉県コンクリート圧送組合	〃	山口 能治	建設業労働災害防止協会埼玉県支部
〃	小山 正夫	(社)埼玉県測量設計業協会	〃	西村 勝一	(社)日本碎石協会埼玉県支部	〃	松本喜八郎	埼玉県道路舗装協会
〃	今西 定雄	(社)埼玉県宅地建物取引業協会	〃	小林 勘市	埼玉県砂利協同組合連合会	〃	日下 銀二	埼玉県コンクリート製品協同組合
理事	伊田勘三郎	(社)埼玉県建設業協会	〃	石塚 清	(社)埼玉県浄化槽協会	〃	岡田 角雄	埼玉県コンクリート圧送組合
〃	清水 茂三	(社)埼玉県建設業協会	〃	沢田 広	埼玉県下水道施設維持管理協会	〃	加藤 英男	(社)日本碎石協会埼玉県支部
〃	積田 鉄治	(社)埼玉県電業協会	監事	関口 清	(社)埼玉県建設業協会	〃	天笠 包重	埼玉県砂利協同組合連合会
〃	皆川 浩吉	(社)埼玉県造園業協会	〃	菊池平三郎	東日本建設業保証(株)埼玉営業所	〃	橋口 友吉	(社)埼玉県浄化槽協会
〃	中野 稔	東日本建設業保証(株)埼玉営業所	〃	小川 清	(社)埼玉建築士会	〃	矢沢 研二	埼玉県下水道施設維持管理協会
〃	大倉富士雄	(社)全国鉄構工業連合会埼玉県支部	評議員	斎藤 英夫	(社)埼玉県建設業協会	名誉顧問	畠 和	埼玉県知事
〃	藤波 貞治	埼玉県電気工事工業組合	〃	足立弥藤英	(社)埼玉県造園業協会	顧問	増田 敏男	埼玉県議会議長
〃	小池 恭平	(社)埼玉県空調衛生設備協会	〃	千葉駿三郎	(社)全国鉄構工業連合会埼玉県支部	〃	中川 直木	埼玉県市長会会長
〃	内藤 明	(社)日本塗装工業会埼玉県支部	〃	末山 清	埼玉県電気工事工業組合	〃	増田 一郎	埼玉県町村会会长
〃	牛草 真澄	埼玉県建設大工事業協会	〃	今泉 康次	(社)埼玉県空調衛生設備協会	相談役	松田 功	埼玉県住宅都市部長
〃	宮沢源三郎	(社)埼玉建築士会	〃	松沢 正治	(社)日本塗装工業会埼玉県支部	〃	河合昭次郎	埼玉県土木部長
〃	岩堀徳太郎	(社)埼玉県建築士事務所協会	〃	小嶋 清美	埼玉県建設大工事業協会	〃	浅見 孝男	埼玉県農林部長
〃	大川 光英	(社)埼玉建築設計監理協会	〃	柴山 謹一	(社)埼玉建築士会	〃	田村 正三	埼玉県商工部長
〃	小沢 清	(社)埼玉県宅地建物取引業協会	〃	木村 広次	(社)埼玉県建築士事務所協会	〃	小門 照治	埼玉労働基準局長
〃	平井 滋通	建設業労働災害防止協会埼玉県支部	〃	木川 元守	(社)埼玉建築設計監理協会			

委員会及び委員会構成

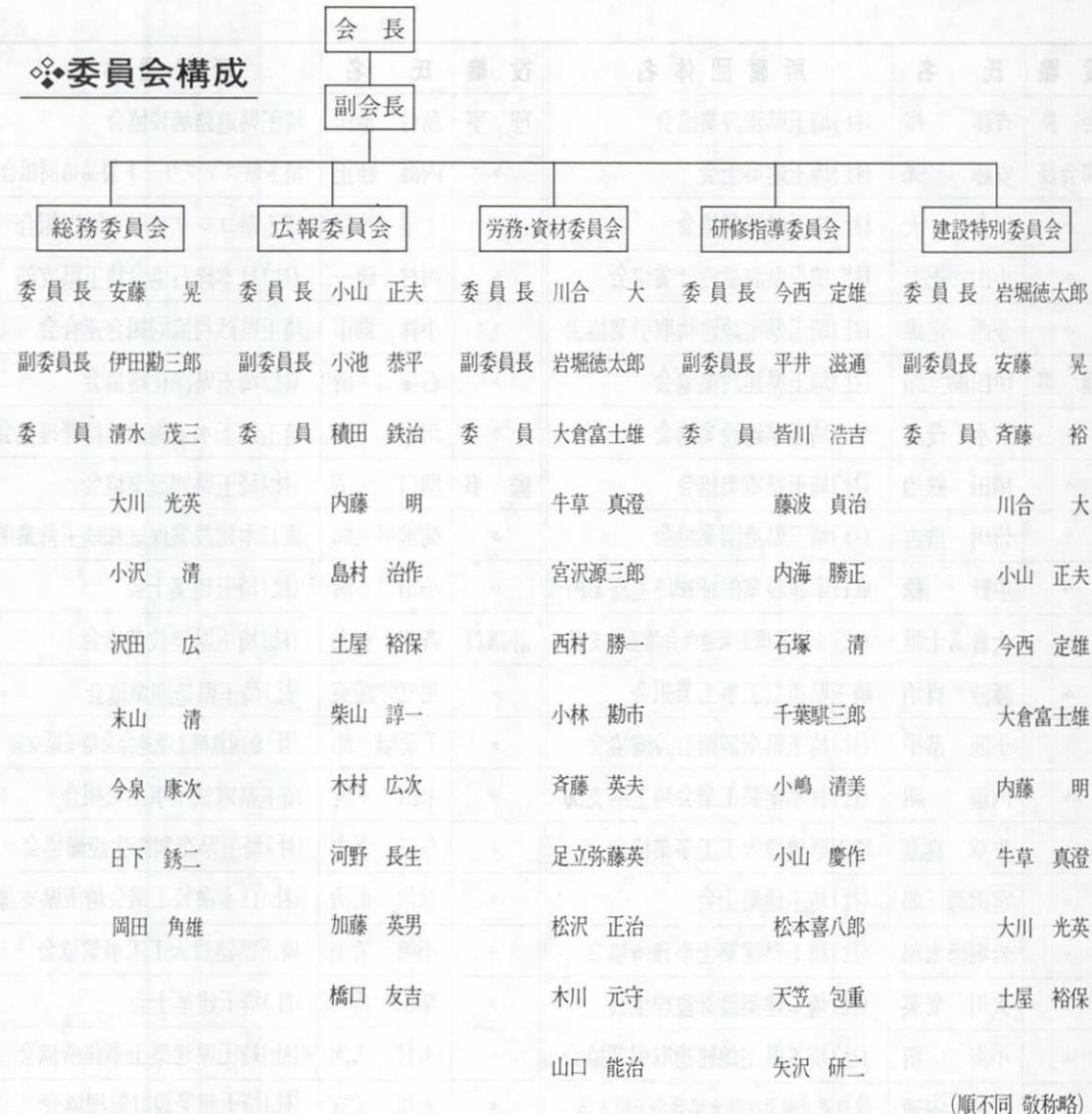
◆委員會規定拔萃

目的

委員会は、建設関連産業の向上発展のため、関係諸事項を調査研究し、その結果を会長に報告すると共に、本連合会事業の適正な推進を図ることを目的とする。

委員会の構成

1. 総務委員会
 - 機構、組織、財務に関する事項
 - 建設関連産業に関する関係
 - 法令諸制度に関する事項
 - 業界間の事業調整に関する事項
 - その他本連合会の運営に関する事項
 2. 広報委員会
 - 啓蒙宣伝に関する事項
 - 情報の収集及び提供に関する事項
 3. 労務・資材委員会
 - 建設資材の確保に関する事項
 - 技能労務者に関する事項
 - 建設関連事業従事者の保健衛生に関する事項
 - 労務者の福利厚生に関する事項
 4. 研修指導委員会
 - 企業体質の強化改善に関する事項
 - 経営合理化に関する事項
 - 工法技術の進歩向上に関する事項
 - 建設工事現場の安全に関する事項
 - 税務に関する事項
 - 講演会、研修会に関する事項
 5. 建設特別委員会
 - 律連会館の建設に関する事項



(順不同 敬称略)

本年度における施策と建設業並びに建設関連業の育成について

埼玉県住宅都市部長

松田 民功



会員の皆様には、日ごろから県勢の発展に多大な御協力をいただきておりますことを厚くお礼申し上げます。

埼玉県建設産業団体連合会は、一昨年8月に県内の建設業及び建設関連業の連絡協調体制を確保

する目的をもって、全国に先駆け設立されて以来、研修事業、各種調査研究事業及び機関誌「建産連ニュース」の発行等充実した事業活動を展開され、更に、今年の10月には皆様方の切なる願いでありました埼玉建産連会館及び建設労働者福祉センターの竣工が予定されておりることは、斎藤会長さん始め、役員の方々、会員並びに事務局の皆様方の御尽力の賜物と深く敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

さて、昭和56年度の住宅都市部の事業であります、予算額は総額で910億669万円余りで、これ

は県一般会計予算額の約11.8パーセントを占めており、対前年度比5.1パーセントの増加となっております。その内訳は、下水道費が全体の44.9パーセントを始めとし、住宅建設費25.5パーセント、街路事業費14.2パーセント、公園費6.4パーセント等であります、「住みよい生活環境の整備」を基本目標とし、都市基盤整備の充実に重点を置くことといたしました。

ところで本県の建設業の現状であります、今年の3月末現在の許可を受けた建設業者は、大臣許可143人、知事許可22,226人でこのうち個人営業と資本金1千万円未満の業者は、全体の約95パーセントを占めています。

このような現況をふまえまして、県内中小企業の育成の立場から、公共事業の発注に当たり、分離発注する等中小企業の受注機会の確保を図っているところであります。皆様には、この趣旨を御理解いただきまして、事業協同組合、企業組合等を含む県内中小建設業者を下請業者として活用されますよう御協力お願い申し上げます。

また、最近元請・下請関係のトラブル、工事の施工に伴う労働災害等が増加の傾向にあり、特に死亡事故につきましては、建設労働災害が全産業の5割を占めるという不名誉な事態となっております。

県としましては、建設業経営業務管理責任者講習会等あらゆる機会を通じまして、元請・下請関係の合理化・労働災害の防止等建設業者として必要な知識の習得を図る等建設産業界の健全な発足に、出来るだけの御支援を申し上げる所存でございますので、皆様方におかれましても、建設事業の重要性を認識されまして、このようなトラブルを発生させないよう十分御留意くださるようお願いいたします。

終りに、会員の皆様の御健勝と御活躍をお祈り申し上げるとともに、埼玉県建設産業団体連合会がますます発展されますことを御期待申し上げます。



本年度における施策と建設業並びに建設関連業の育成について

埼玉県農林部長

浅見 孝男



私は、本年4月の異動により、前任者の中西新一氏の後を受け農林部長に就任致しました。

今、その責任の重さを痛感しておりますが農林部の全組織を挙げ、新たな覚悟をもって本県農林業の振興に努力する所存でありますので、貴連合会会員の皆様方の御協力と御鞭撻をお願い致します。

さて、本県の農林業を概観いたしますと、農業におきましては都市化の波の中で農地の潰瘍が進み、生産環境の悪化や後継者の確保難などの問題を抱えながらも、首都圏に立地する有利性を生かし、今なお全国第17位の農業生産県の地位を保っております。また、林業におきましては、木材需要の停滞と外材との競合、林業の担い手の減少と高齢化など困難な局面にはありますが、県内には300年もの伝統ある西川林業など、全国に誇る林業

経営も行われております。一方、最近は、森林の公益性に対する世論の認識が頓に高まりつつあります。

このような状況の中にも本県農業が発展してきておりますのは、農林家をはじめとして、関係者皆様方の努力の結果によるものであります。これからも、農林業経営の基礎条件である土地基盤を計画的に整備し、生産性の向上を促し、農村の定住条件の整備を進めるとともに、県民の縁に対する関心にも目をむけながら、埼玉の恵まれた立地条件にふさわしい農林業の振興に努めてまいりたいと考えております。

これらの農林業施策と皆様方建設業との関連をみてみると、その特徴のひとつは、本県では国家的大規模事業が少なく、むしろ市町村段階での農業近代化施設、農村コミュニティ施設、あるいは、農林道や用排水施設など、地域に密着したきめ細かな配慮が必要な施設の整備事業が多いことです。

もちろん、これらの事業におきましても、施工

技術の進歩、材料の新規開発、構造や機能の高度化なども欠くことのできない重要な要素ではあります。安定成長期に入ったといわれる今日、省資源や省エネルギーにも着目し、施工地域の条件によっては、陳腐化したとして顧みられなかった伝統的な材料や工法も再検討し、甦らせる必要もありましょう。

这样的なことは、やはり、地域に生れ、そこに根を下した計画者、資材生産者、施工者の皆様方の創意と工夫によって実現できるものも少なくないと考えます。そこに、農林部の公共施策が、県内の建設産業関連団体の皆様の力に大きく依存するメリットがあるといえましょう。

現在、各方面で真剣に議論されている行財政改革に関連して、公共事業の置かれた環境には大変厳しいものがありますが、その効率的な執行には、地域に密着した会員の皆様の御協力が是非とも必要であります。

今後とも、それぞれの分野で、お互いに切磋琢磨して実力を蓄えられ、本県の農林業と農山村の振興に御協力くださるようお願いして、新任のごあいさつといたします。



政治経済講演会 を開催

[56.4.2]

講師 NHK 解説委員
岡 村 和 夫 氏
演題 当面する政治経済
情勢について

4月2日、埼玉県農業共済会館4階ホールにおいてNHK解説委員岡村和夫先生を講師に迎え「当面する政治経済情勢について」を演題に講演会を開催した。

岡村和夫先生は、毎日曜日朝のテレビ政治討論会の司会者としてお馴み、また、ご本人は川越の出身特に当建産連の求めに応じ、多忙の日程をさき出席され、わが国が直面する内政、外交、経済の各分野にわたりホットな話題を提供、2時間余満場を魅了した。しかも内容は含蓄に富み、特に内政、経済で多く示唆するものがあった。限られた紙面をもつて、以下その要約を試みた。

(写真は、講演会風景)



登壇した岡村先生は、開口一番今紹介のとおり私は川越の出身、皆さんとはまさに同郷と気さくに話しかけ、NHK解説者としての内輪話をも行って会場にリラックスさを醸すなど流石なものである。

冒頭、世界の中でわが国のおかれる立場、米・ソを中心に時々刻々移り変る世界の動きなど平易に語ったあと演題の核心に話を進めた。

——今日全世界で物議を醸しているところには必ずといってよいほどソ連が介在している、時には一触即発大戦かと思わせる事態を幾度となく引き起している。

最近ではまず全世界の耳目を集めたアフガン進駐がある。米国はじめ西側陣営ではあげて制裁行動に出、わが国ではモスクワオリンピックの参加ボイコットに同調、その他経済面でも相応の協力に応じた。その効果のほどは別にして当のソ連は

理由を付して軍隊を駐留事実上占領体制をしいた。

その根の乾かないうちに最近又ポーランドの内政に介入、軍事的外圧を強めこゝにも戦火の危険を感じさせている。

現に、わが国が固有の領土と主張しその返還を求めている国後、択捉の二島に軍事基地を建設、わが国の抗議をよそに更に増強している。ベトナムや中近東においてもしかりである。

アフガンやポーランドは、わが国からして遠い国ではあるが、今や地球上どこへでも十数時間で到達し得るまことに身近なものとなっている。故に地球上どこで問題が起っても問題によっては他人ごとでは済まされない時代にあることに深く認識すべきである。

どうも日本人は忘れっぽい国民だ。つい先世界の耳目を騒がせる事件でもやがて忘却の彼方に追いやってしまう。その背景は国内政局は一応安定し、経済面でも豊かさで保っている。また、四面国境を海で囲まれ容易に外国の侵略がない。先の敗戦すら35年を経過若い世代には一つの語り草となっているぐらいである。朝鮮半島、東南アジア、中近東諸国を見るまでもなく諸外国は、隣国を常に意識しているのである。

世界危機に年周期の軌跡

話題はソ連に戻るが、過去ソ連が国際危機を起している時期は不思議と米国大統領選、オリンピック開催年に合致している。近いものから1980年のアフガン、1968年のチエッコ侵入、1956年ハンガリー侵攻などいずれも12年を周期にしている。この現象は一体何を物語るのか、一面興味ある事と同時にその背景に关心が持たれるのである。

米国のサイエンスという雑誌(原子力科学者報)がこの間の事情を捕え、時計の針に仕立てて危機の度合いを報じている。

とかく共産社会主義国の動乱発生の多くは決つて食糧事情が関連している。敗戦直後わが国の実状を挙げるまでもなく食べ物の悩みは怖い、家庭においても同様ではないか(笑)。このたびのボーランド騒ぎも元は食肉等の需給に端を発し、生活防衛からストト権獲得問題にまで発展した。共産圏諸国で労働者のストト権を認めたら大変なことになる。次第によっては国の経済を根底から崩壊させるまでに至る。親方ソ連で看過し得ない理由の一つでもある。

米国新政権と現状分析

米国の最近情勢にふれ、——今回の大統領選では大方の予想を覆しレーガンの圧勝に終った。米国民の大多数が過去の強大な米国への期待を込め、敢てタカ派と呼ばれたレーガン氏を支持したと思われる。期待のうちに発足したレーガン政権でまず打ち出した政策の一端を見ると、財政面で 600 億ドル (12兆 2,700億円) という膨大な赤字を背負っている。日本の数十倍の規模、その立て直しにわが国は実質増税をもって対処するのに対し、米国は最高70%もの大減税方針を打ち出し、そのため社会保障、文教、公共事業に大鉛を振るおうとしている。事情は異なるがまさに大博打である。しかも、軍備増強に大幅予算(名目16.5%増)を計上、実にG N P の 5.6%に相当する額である。これもまた大英断である。米国では新大統領を迎えるの政策は就任 100 日にて見通しが立つといわれるが、注目されるのである。

鈴木内閣を取り巻く諸情勢

翻ってわが国の政局は、昨年 6 月のアベック選挙(総選挙)時、私は自民党が勝つと予測したが、天気予報しかり、予測とか予想というものはめったに当たらないのが普通、今日の天気予報はよく当たったが(爆笑)。一般に予想というものは真に不確定のもの、競輪、競馬で予想がすべて当たら大変(笑)。先の総選挙で自民党がくも圧勝するとはマスコミを初め誰も予想しなかった。自民党は負けるとはいわなくとも単独政権はどうのとか、野党連合政権はどうのと頻りと話題にしたもの。今にして考えれば自民党は勝つべくして勝ったとしか思えない。連合をうたい文句にした野党が余りにも無為、無策、無能だった。しかも国民の大多数は自民党にはとかくの問題はあるが、政局の激変を望まなかった。当時の世論調査で国民の89%が中産階級意識を表明していた。事態は甚だ疑問のふしはあるが(爆笑)。こうした国民意識的背景で政治の安定を求めるのはむしろ当然といわざるを得ない。

鈴木内閣が成立して政局は一変、野党の影は全く薄らぎ、その中で政府与党の右傾化が囁かれるようになった。総理以下閣僚が大挙靖国神社の参拝、8月には自衛隊海空の増強、ミサイルや魚雷の搭載である。これが憲法問題に発展、防衛論議とともに国会の場を賑わしている。

今年頭、私は鈴木内閣の行方に四つのポイントを挙げた。一つは通常国会乗り切り、次は五月予定の日米首脳会談、三つ目は秋口にかけての大型増税の選択、四つは以上の事柄から起因する与党内部の収拾である。

国会では防衛論議で騒然、肝心の新年度予算審議も中断がち、しかし、絶対多数を持つ与党は敢て採決を強行、46兆7,881億3,100万円の56年度予算案を原案通り可決した。時の大蔵当局者はこの予算を“コレナッテハヤイサイケン”と、野党は“ヨロンナラズヤバイサイケン”と語呂合せした。かくして政府は国会における一つの山場を越した。次に与野党相争う公務員二法、無論社・共は絶対反対の態度を崩さないが、原案可決は時間の問題と見てよい。

次に、日米首脳会談だが、レーガン凶弾に倒るの報は瞬時に全世界を駆け巡った。幸い一命はとり止められ会議は予定通り行うと伝わっている。

日米関係は今日世界に大きな影響力を持つまでに至っている。この大事な日米間にいま悪い要因が二つある。一つは通商問題、他は防衛問題である。二つとも両国にとって真に深刻な問題である。通商問題では自動車がその衝点、受身の米国では国の基幹産業で百万人の失業に係る社会問題、一方わが国もその成行きによっては同じ結果を招く、言わば双方とも国益に係わる重要問題。また、世界経済をゆさぶる中東を中心とする産油国との動向、油価は過去三年にして十数倍の上昇、しかし、自由貿易の原則が守られる限りわが国は十分対応し得る力がある。それは国民の勤勉性と技術開発能力によってである。自動車はもとより、I C 機器、工作機械では共に世界の一級である。欧米先進国と称す国々では自ら反省することなく一方的にわが国を悪者扱いにしているのが実態。ただ日本の泣きどころは石油をはじめ主要資材を海外に依存、一旦緩急の場合その輸送路の確保である。

中東ホルムズ海峡しかしり、他国の軍備に依存しながら巨大な利益を挙げていると見る米国内の世論もまた当然。そこで米国ではわが国に防衛の分担、軍事費の増加を要求しているわけである。国内には憲法の制約があり、外部からは反する要求がある。そこに与野党論議の分れるところである。

社・共野党は56年度予算と評して「社会保障切り捨て、防衛予算の大増強」といっているが、表現として事実に異なる。双方伸び率を比べると防衛費が0.01%上回るだけである。

“行革”の行方を占う

さて、政府は財政再建元年を掲げ赤字国債の解消を当面の目標にあげ対策を推進している。国債には社会資本充実の公共投資に充てる建設国債と、社会保証や人件費に当てる二種類がある。後者は都度消え去るものでこれが赤字国債と言われるものである。政府はこの赤字国債の解消のため社会保証の見直し、行政改革によって支出経費の節減、更に大型新税の導入をほのめかしている。

そのうち、大型新税の導入問題はさて置き、国民关心の標は行政改革である。政府は7年振りに臨時行政調査会を発足、会長に最適と目される土光敏夫氏の就任を要請、目下7月一次試案をメドに鋭意作業が進められている。この行革は歴代内閣が行わんとして成し得なかった。鈴木總理自ら政治生命を賭けると公言もしている。土光会長のもとで断行が期待されるところである。しかし、増税なしの「行革」だけで57年度予算が果して組めるのか、7～9月が鈴木内閣の正念場である。

また、行革を政策の筆頭に掲げている政府与党内部ですら異論を生じている。秋口の内閣改造、

来年秋の総裁選などが絡み合って逆に足の引っ張り合いが党内に底流、全国民の期待とうらはらに厳しいものとなっている。行革の前途は予断を許さない事態をはらんで行手の1年は波乱含みの様相を深めるであろう。



鶴ヶ島町立藤中学校1年
遠藤 裕美さんの作品

よい設計 みんなで考えすみよい郷土



草加市立栄中学校2年
岩木 忍くんの作品



川口市立元郷小学校4年
長谷川 喜一君の作品

埼玉中枢都市構想

づくりについて

—次代に備える基礎固めの時代—

＜はじめに＞

今年誕生した子供達が成人に達する20年後は、ちょうど21世紀（西暦2001年）、新しい世紀の到来がいよいよ近い将来のこととなってきました。21世紀の初頭には国民の7割以上、実に1億人が都市に居住すると推定されるなど、我が国全体が本格的な都市化社会へ移行していくと考えられております。

今後、都市は、社会、経済、文化的諸活動の場としてますます重要性を増してきます。私達にとって、新しい時代に向けての都市づくり、地域づくりは、現下の大きな課題といえましょう。

現在、時代の転換期に直面しているといわれる中で、埼玉県では、この80年代を埼玉の次代に備える基礎固めの時代と位置づけ、長期的視点の下に諸施策を進めております。

去る昭和53年には、広く県民の合意と参加をいただきながら「埼玉県長期構想」が策定されました。中枢都市構想は、この長期構想の中で、地域別整備構想の一つの大きな方向として打ち出されたものです。

—ライフスタイルの変化に対応した生活関連高次都市機能の集積—

＜中枢都市構想づくり＞

本県は、その全域が首都100km圏内に含まれ遠く江戸時代以来、今日に至るまで強く東京の影響を受けるという位置的条件に置かれてきました。このため、高度経済成長時代を通じて全国きっての人口急増、都市化の進展に見舞われ、その結果、東京を焦点とする南北方向の放射状交通軸に沿って、スプロール的にベッドタウン化が進み数多くの都市が誕生、現在39市を数えるに至っております。

一般に、優れた都市には安全性、保健性、利便性、快適性……といった条件が不可欠であるといわれておりますが、県内の39市はその人口規模をみると、30万人台の市が3市、20万人台の市が3市、10万人台の市が7市であり、との26市は10万人に満たない小規模で分立しており、高次の都市機能が十分に成熟化するに至っておりません。

こうした都市形成の結果、通勤、通学者や消費者の東京流出をはじめ、ビジネス・サービスや教育・文化等の面で東京依存度が大きく、県民意識という点でも東京指向が強いという状況が見られるのであります。しかも、東京依存の結果、県内の都市の成熟が遅れるという循環を招いており、これを改めるには住み、働き、学び、憩うという県民の総合的環境条件を備えた中枢的なエリア、県民のためのメトロポリスの育成が、必要であると考えられてきましたのであります。

このことは、例えば、産業活動の側面でみると、それが高度化、活発化し、そのスケールが大きくなっていますと、それに伴い、取引き等各種業務関連の都市機能へのニーズが高まっています。こうした機能性を高め、円滑化することは、県内の産業活動が天井を高め、発展していくうえで不可欠であります。

一方、県民生活の面では、人びとの意識や価値観、生活のニーズが多様化、或いは高度化するに伴い、高次の生活関連、文化関連の機能集積が要求されております。県民のライフスタイルの変化に対応し、生活関連高次都市機能を身近かに集積する必要性が高まっているということです。

ところで、国においては、一点集中型の限界を招いている巨大都市東京の改造計画を首都圏全体の課題として検討中ですが、その中で、浦和・大宮地区が横浜や千葉、立川・八王子とともに首都圏レベルにおける核都市育成の対象とされています。

本県と東京の地理的、歴史的或いは社会的な諸々の深いかかわりをみると、首都改造計画とりわけその機能分散の動向は、本県都市整備の方向に影響してきますので、十分見極めていく必要があります。以上のことを勘案しながら、当面、中枢都市づくりを進めていく圏域としては、従来から県庁はじめ国や県等の各種機関が立地している県都浦和市と交通の要路に位置し、各種産業、サービス業等の業務機能はじめ多くの都市機能が集積している大宮市、そしてこの両市の間に位置する与野市、さらに今後、新交通システムの開設等により一体性を深めていくと思われる上尾市及び伊奈町の4市1町の範囲を対象にしています。

この圏域は、東北、上越両新幹線や新交通システムの開設等、交通体系の変化に伴い、急速に変貌しようとしております。こうした中で、各都市の特性を生かしながら都市機能を充実し、広域的な視点に立って相互に補完し合って、全体として総合的な都市としての機能を発揮できるような都市形成を目指していくことで、県及び4市1町による中枢都市構想づくりが始められました。

なお、構想を進めていく段階で、中枢都市自体の広がりや、周辺都市とのかかわりについても検討を深めていくこととしております。

＝県民本位に徹し、広く衆智を結集＝

『おわりに』

以上のことから、中枢都市づくりは、一つは県域のヘソづくり或いは心臓づくりであり、また、一つは首都圏の一つの顔ともいえる都市づくりを目指しているといえましょう。

この構想は、埼玉中枢都市首長会議（知事及び4市1町の首長で構成）が中心となり、県内外の意見や提言を求めながら、昭和55、同56年度の2ヵ年で策定されることとなっております。何分にもこうした都市づくりには、これが絶対であるといった画一的な手法はありません。中枢都市づくりは、現在及び将来の県民のための都市づくりであり、県民本位に徹して広く衆智を結集し、参加と合意を求めて策定していくことが肝要であります。

中枢都市構想が、真に県民のための都市づくりとして後世に誇りうるものとなりますよう、皆様の特段の御理解、御協力をお願い申し上げます。

伸び率ゼロのなか景気の維持・拡大を指向

56年度公共事業執行方針

昭和56年度上半期公共事業等施行に関する政府方針を見る

昭和56年度は、建設産業界にとっては前年度に引き続き厳しい年になるのではないかと懸念されている。政府は今年度経済成長の伸びを実質5.3%と予測しているが、肝心の公共事業予算が名目でも完全に横ばい。僅かに財政投融資関係が名目5%の増という実態である。

これに対し政府の見通しは、民間設備投資の伸びに期待、これが経済成長の支えとなるとの見方をしているが、海外の諸情勢からして果して期待どおり効果が得られるか疑問視する向きが強い。

“70兆円の借金をどう返していくか”が課題の国家財政下で、今年度はおろか57年度以降も当分公共事業の抑制が既に論議されるほど業界にとって真に厳しい事態といわざるを得ない。

政府は先に本年度上半期公共事業等施行について閣議決定で、上半期執行目標を70%以上と定められ、各省庁がそれぞれ対応しているところである。

これに呼応して、まず、自治省では事務次官通達で各都道府県知事にその協力を要請、また、建設省においても同省関係機関長並びに各都道府県知事に適正な対応を求めるとともに、執行への細目配慮を要請したが、その内容からして異例とも受けとめられるのである。特に中小建設業を中心に各関連業界への配慮を含んだもの、しかも市町村への周知徹底方要請は従来のあり方とは異質の内容に受けとめられる。総じて建設産業界として最大の関心事でもあることから各通達の要旨をまとめ、例記して参考に供することにした。

自治省事務次官通達（県知事宛） 56.4.7

昭和56年度上半期における公共事業等事業施行等について（関係事項要旨抜萃）

——昭和56年度上半期における公共事業等の事業施行等について閣議決定（項目別掲参照）がなされ、公共事業等の施行の進捗が図られることになった。その成否は、地方公共団体の協力いかんに係ることが大きいことに鑑み、各地方公共団体における昭和56年度上半期における公共事業等（地方単独事業を含む）については、国と同様、上半期末における契約済額の割合が全体として70

%以上となることを目途として、次の事項に留意の上、適切な施行を図るよう格別な協力をお願ひする。

おって、管下市町村に対しても速かに、この趣旨の徹底方特段の指導をお願いする。

記

1. (省略)

2. 公共事業等の施行に当っては、地域の経済、雇用情勢を十分考慮のうえ、関係省庁と密接な連絡をとり、建設資材、労務及び用地の各面にわたり需給、価格の動向に細心の配慮をされたい。

3. 中小建設業者に対し受注機会の確保を図るとともに、取引条件の適正化等に配慮し、特に公共建築工事については、中小建築業者の受注機会の増大に意を用いること。また、地方単独事業については、中小建設業者に対する優先発注、分割発注及び共同請負制度の活用による発注等に配慮する。

4. 昭和56年度における公共事業の適切な施行を確保するため、国においては前年度に引き続き「公共事業等施行対策連絡会議」を設けることとしているが、地方公共団体においても経済情勢に応じて機動的な事業施行が図られるよう、適切な進行管理を行うこと。

〈註（筆者）〉本県においては前年度に引き続き「公共事業等施行対策連絡協議会（土木部長を会長に各関係課の主幹又は課長補佐等で構成）」が設置され、5月中旬までに初会合がもたれ、席上県の施行方針が確定する。

5. 公共事業等の事業施行に関連して生じる諸問題については、その都度速かに当省に連絡されるとともに、別途通知するところにより公共事業

等の施行状況について連絡（月例報告）すること。

閣議決定 (56.4.7)

昭和56年度上半期における公共事業等の事業施行等について(関係項目要旨抜萃)

昭和56年度上半期における公共事業等の施行について、物価の安定をより確実なものとしつつ景気の維持、拡大を図るために下記を目途とする。

1. 上半期の契約目途

上半期は、促進的な施行を図り、期末における契約済額の割合が全体の70%以上を目途とする。

2. 対象事業

事業施行の対象は、一般会計、特別会計、政府関係機関等の公共投資関係の事業とする。

3. 施行への留意点

(1)各会計の支出負担行為実施計画、政府関係機関等の事業計画、資金計画の立案、承認等の事務を速かに進める。

(2)公共事業等の施行に当っては、関係各省庁、地方公共団体等の相互間の連絡の密を図り、建設資材、労務及び用地の各面にわたり需給価格動向に配慮する。

(3)中小建設業者の受注確保を図るとともに、取引条件の適正化等に配慮する。

4. 地方公共団体への協力要請

地方公共団体も国と同様の事業施行を図るよう要請する。なお、地方公共団体事業施行の円滑化に資するため、補助金の交付及び地方債の許可について、事務処理の促進を図ること。

（以下省略）

建設省事務次官通達

昭和56年度建設省所管事業の執行について (要旨抜萃)

中小建設業者への措置（受注機会の増大への配慮）

(1)発注標準を遵守し、契約予定金額に対応する等級より上位の建設業者を選定することは、極力避けること。

なお、優良な工事成績をあげた中小建設業者に対しては、施工能力に相応した範囲内で上位の等級に属する工事に指名する等、積極的に受注機会の確保を図ること。

(2)工事の性質又は種別、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮したうえ、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者の活用により、円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については極力分割発注をすること。

(3)中小建設業者の施工能力の向上を図るため、共同請負制度の活用を指導し、その施工能力に応じた規模の工事には受注機会を与えるよう配慮すること。

なお、大手業者との共同請負についても、相互技術、労働力等を提供し合うことによって工事の円滑な施工が期待される場合は、極力これを活用すること。

工事等発注への留意点

(1)建設資材等の設計単価については、施行地域の実態に即した「実勢単価」の把握に努め、適正な単価とすること。

なお、予定価格については、積算結果を尊重して適正に決定すること。

(2)工期、工程については、建設労働者及び建設資材の円滑な確保に配慮するとともに、建設労働者の健康の保持及び災害の防止の観点から、休日日数等を見込む等、適正なものとすること。

(3)業者選定に当っては、労働災害の発生状況、賃金の支払状況、建設業退職金共済組合への加入状況等労働福祉の状況を特に考慮すること。

(4)設計、測量等の業務については、建設コンサルタント等への委託等外部技術力の活用により円滑かつ適切な実施が期待される場合には、極力これを活用すること。

工事実施への配慮点

(1)工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、請負業者に対し、中小下請建設業者に対する代金支払の適正化等、元請・下請関係合理化指導要綱の趣旨の徹底を図るとともに、資材納入業者との適正な取引関係の維持に努めるよう指導すること。

(2)建設労働者確保、労働災害の防止、適正な賃金確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等、労働福祉の改善について請負業者を指導すること。

三省協定建設労働者賃金について(56年度上半期施行)

主要10職種平均 2.4%アップ

公共事業労務費10月期調査結果

本県・全国平均を上回る

公共事業に係る建設工事における労務費（公工事設計労務単価）は、建設、農林水産、運輸の三省の協定に基づく公共事業労務費調査によってその基準額が決まり、年度上・下半期工事の積算単価に反映されていることは業界周知のことと思われますが、さらに理解度を深めるためその基準額設定の仕組み等についてふれて見ることにした。

公共工事に伴う労務基準額を決める公共事業労務費調査は、昭和46年度から建設、農水、運輸の三省による、いわゆる“三省協定に基づき、公共事業に従事する建設労働者の賃金を、地域別及び職種別に“賃金台帳”の複写又は転記によってその実態を明かにすることを目的に実施されている。

この調査は従来、毎年10月時点を対象に実施され、その結果に基づき翌年度の公工事設計労務単価（基準額）が設定され、当該年度発注工事積算に反映された。しかし、年一回の調査だけでは物価をはじめ社会情勢によって小さざみに変動す

る賃金ベースが適格に把握することができず、いわゆる実勢として反映し得ないうらみが生じたことから、昭和51年度から年2回つまり6月時点にも同様調査を実施して、その年度下半期工事に反映することになった。

従って本年度もこの6月期に調査が実施されることになる。

調査そのものは、前記三省の地方支分部局、関係地方公共団体および関係公団などが発注した対象工事に、法務、大蔵、文部、通産、郵政、防衛施設の各省庁並びに専売公社の発注した工事を加味して行われる。

時期的に大きくづれておりますが、昨年10月時点の調査分を別表に掲げました。これは今年度上半期（4～9月）工事に反映されているものである。

別表に表示されたものは10種類であるが、実施対象職種は50種類になっているが、最も汎用性のものとしてこの10種類が公表されている。

その内容を概観すると全国1人当たりの加重平均は日額（8時間労働）で8千7百41円で、前回（昨年6月）調査に比べ2.4%のアップ（表1参

照)、1年前の10月調査に比べると4.3%アップ(53年6月比)に比較すると1.9ポイント低くなっている。これについて建設省では公共事業の伸び率が低下したため建設活動が振わず、労働需給が緩慢となりこれが賃金に影響したとの見解を示しているほか、主要10職種のうち主軸となる7職種で平均1万円台に乗ったことが要因とみている。

終りに、別表による本県の状況は各職種とともに全国平均を上回っている。一時期低率が問題となりその後関係者の努力によって賃金台帳等の適正整備が図られ、結果的に精度が向上したと評されていることを付言して置く。

表-1 主要10職種・職種別結果(調査日額)

職種	前回調査額 B(55.6) 円	今回調査額 A(55.10) 円	伸び率 (A/B) %
特殊作業員	10,208	10,459	102.5
普通作業員	7,839	7,992	102.0
軽作業員	5,661	5,816	102.7
とび工	10,871	11,015	101.3
鉄筋工	10,194	10,515	103.1
運転手(特殊)	10,949	11,259	102.8
運転手(一般)	9,637	9,877	102.5
型わく工	10,897	11,181	102.6
大工	11,125	11,295	101.5
左官	10,710	11,287	105.4
平均	8,535	8,741	102.4

注) 1. 各職種毎の数値は全国の算術平均である。

2. 平均は職種人数ウェイトにより算出した数値である。(55年10月人数ウェイトによる。)

3. 調査結果額にはボーナス分を付加してある。

公共事業労務費調査(55年10月調査)主要10職種調査結果

(55年10月調査)

総数	特作業員	普作業員	賃業員	繕業員	とび工	鉄筋工	特運転手	運転手	一般	型わく工	大工	左官
北海道	9,407	8,151	5,329	9,801	9,468	9,737	9,257	11,411	11,079	11,451		
青森県	9,767	7,342	5,273	9,533	8,919	10,389	9,276	9,020	7,899	8,800		
岩手県	10,264	7,541	5,466	10,525	10,178	11,061	9,551	9,844	9,837	9,963		
宮城県	10,120	7,519	5,541	10,716	9,875	10,989	9,899	9,489	9,381	12,746		
秋田県	9,876	7,369	5,424	10,334	9,696	10,516	9,306	9,391	9,733			
山形県	10,305	7,409	5,360	9,866	10,462	10,840	9,496	9,923	9,825	10,845		
福島県	10,038	7,552	5,492	9,933	9,786	10,710	9,533	9,550	10,505	10,970		
茨城県	9,163	7,233	5,500	11,098	10,524	9,177	8,202	11,504	9,307	10,203		
栃木県	9,657	8,779	5,585	9,744	10,201	12,623	10,598	11,614	14,041	15,402		
群馬県	10,344	8,253	6,829	10,086	10,330	11,820	9,699	11,526	10,958	10,751		
埼玉県	10,372	8,607	6,777	11,552	11,510	11,579	9,688	12,627	13,846	13,707		
千葉県	9,770	8,106	5,381	10,569	11,120	10,397	9,069	12,294	11,886	13,376		
東京都	10,517	8,404	6,494	11,709	11,832	11,140	9,143	12,974	12,396	15,117		
新潟県	11,745	9,007	8,089	12,884	12,056	12,468	10,681	13,016	14,428	14,641		
富山県	9,182	7,730	5,191	11,681	10,951	10,035	9,255	11,156	11,410	10,998		
石川県	10,851	8,100	5,514	10,967	11,951	10,921	9,282	10,289	10,719	9,726		
福井県	9,507	7,587	5,261	10,843	9,660	10,023	9,317	9,899	10,144	9,705		
長野県	13,881	8,598	6,637	14,860	12,005	13,586	11,852	13,930	14,235	10,891		
岐阜県	11,371	8,923	7,214	12,805	11,790	12,623	10,945	12,316	13,150	13,057		
静岡県	13,885	9,787	7,428	11,952	12,281	15,156	13,347	13,690	13,913	11,555		
愛知県	12,661	9,292	6,652	11,730	11,866	13,870	12,303	12,525	11,925	12,750		
三重県	12,965	9,382	7,360	10,052	10,638	14,462	12,623	12,331	13,593	10,387		
滋賀県	12,768	9,114	6,300	12,833	13,079	13,531	12,427	13,133	13,314			
京都府	10,177	8,903	6,198	11,604	10,833	11,549	10,160	12,693	11,919	13,500		
大阪府	9,713	8,291	6,185	10,395	10,547	11,186	10,128	12,483	16,494	13,955		
兵庫県	9,801	8,095	5,837	10,974	10,913	10,259	8,959	13,387	14,862	13,558		
奈良県	9,615	8,166	5,804	11,488	10,621	10,200	9,773	13,607	13,054	12,730		
和歌山县	9,846	8,540	5,947	11,575	11,021	10,649	9,253	12,276	13,000	13,000		
鳥取県	9,767	7,252	5,039	10,424	9,804	10,358	8,922	10,570	10,128	10,447		
島根県	9,958	7,464	5,110	11,161	11,077	10,827	9,467	10,108	10,336	10,192		
岡山県	9,444	7,481	5,570	11,286	10,002	9,827	8,791	10,389	8,678	10,820		
広島県	9,645	7,451	5,370	10,256	9,561	9,624	8,597	10,012	10,016	10,260		
福岡県	9,740	7,649	5,539	11,402	10,592	10,448	9,252	10,315	10,543	9,807		
鹿児島県	9,433	7,381	5,368	9,217	8,301	9,919	9,173	9,570	8,969	7,950		
沖縄県	11,188	8,197	6,111	9,239	8,851	12,382	10,500	11,209	11,167	10,214		
愛媛県	11,708	8,238	5,849	13,978	10,768	12,319	10,353	11,686	12,372	12,903		
高知県	9,442	7,220	5,275	9,767	9,055	10,724	9,311	9,432	8,660			
岡山県	10,592	7,514	5,312	10,882	10,039	11,191	9,238	10,352	10,819	10,260		
佐賀県	10,329	7,279	4,875	10,523	9,950	11,176	9,881	10,175	10,155	9,915		
長崎県	10,581	7,509	4,932	11,038	10,040	11,300	9,926	10,448	10,420	9,871		
熊本県	10,561	7,695	5,035	10,986	9,918	11,666	9,952	10,245	10,428	10,308		
大分県	10,443	7,395	4,867	10,621	10,138	11,523	10,048	10,183	10,681	9,238		
宮崎県	10,288	7,336	4,847	11,133	9,895	11,446	9,786	9,906	10,006	9,612		
鹿児島県	10,500	7,473	4,811	11,484	9,986	11,670	9,874	10,489	10,620	10,084		
沖縄県	10,366	7,549	5,456	11,035	9,591	10,656	9,381	9,765	9,860	9,962		
全国平均	10,459	7,992	5,816	11,015	10,515	11,259	9,877	11,181	11,295	11,287		

—県庁・組織改正(4月1日)＝

運営の効率化と責任体制 の明確化を図る

埼玉県は、昭和56年4月1日をもって県組織の一部改正を行った。改正の狙いは、県中期計画に基づく施設の開設準備及び各事業の進捗に対応して、必要な組織手当をするとともに、行政運営の効率化と責任体制の明確化を図るために、組織の再編、分割等の措置を講じたものである。

改正組織のうち特に関係ある部門を抜萃すると、次のとおりである。

環境審査室（新設）

環境影響評価に関する指導を行うため、環境管理課を再編、分割して、環境部に環境審査室を新設、編成は次のとおりである。

環境審査室（長）——室長補佐——専門調査員
・主査グループ

環境整序企画室（新設）

環境整序計画の具体化とその事業の推進を図るとともに、住宅都市行政の総合的な企画、計画及び調整を行うため、住宅都市部に新設。

これに伴い、企画財政部地域計画監付の新交通システム及び通勤新線担当の専門調査員グループと、住宅都市部都市計画課の通勤新線担当副参事グループは廃止する。編成は、次のとおりである。

環境整序企画室（長）——室長補佐——専門調

査員グループ。

中川・綾瀬川総合治水事務所（新設）

中川、綾瀬川の総合治水対策事業の本格化に伴い、南部河川改修事務所を再編、分割して、土木部の出先機関とする。

編成は、次のとおりである。

所長——庶務課、用地課、企画調整課、工務課。

〈註〉 同事務所は将来独自の庁舎建設まで、下記を仮事務所として4月21日開設した。

所在、春日部市柏壁6047（葛西用水路土地改良事務所）、電話(0487) 61-1911番。

鉄道高架建設事務所（新設）

東武伊勢崎線の連続立体化工事の本格化に伴い、越谷土木事務所鉄道高架課を発展独立事務所として住宅都市部の出先機関とする。

編成は、次のとおりである。

所長——庶務用地課、工務課。

〈註〉 独自の事務所庁舎建設まで、草加市役所庁舎内で執務する。

伊奈新都市建設事務所（新設）

新交通システムに係る伊奈町の地域整備を推進するため、住宅都市部の出先機関として開設。

編成は、次のとおりである。

所長——管理用地課、事業計画課。

〈註〉 同事務所は北足立郡伊奈町役場内で執務する。

障害福祉センター準備室（廃止）

障害者リハビリテーションセンター準備事務所に発展改組。

川口土地区画整理事務所（廃止）

事業がおおむね完了したことに伴い、これを廃止する。

所掌業務、事務の性格等の変更から事務所の名称を変更する。

1. 荒川右岸流域下水道建設事務所を「荒川右岸下水道事務所」に改称、併せて所属課を次のとおり改編、処理施設課を「施設工事課」に、新規に「都市下水路課」を設置。

2. 荒川左岸北部流域下水道建設事務所を「荒川左岸北部下水道事務所」に改称、併せて所属課の処理施設課を「施設工事課」と改称。

3. 中川流域下水道建設事務所の所属課を、次のとおり改組した。「用地課」を廃止、中川流域工事課を「幹線工事課」及び「施設工事課」に分割。

4. 道路建設課（本庁）所属係を、次のとおり改編した。

改良係と舗装係を合併、新たに「国道係」と「県道係」とした。

5. 大宮土木事務所所属課・係を改編、「治水課」を新設した。

＝移譲許認可事務の解説＝

埼玉県から市町村へ

行政上の権限移譲

〈新規17件、4月1日から実施〉

県は昨年来、地方自治制度の根幹をなす地方行政の各般にわたりその見直しをすることにより、地方自治本来の独自性を強化、より効果的行財政の運営に寄与することを旨に、各分野から33項目をあげ、市町村に対する権限移譲可能との考えのもとに各市町村と協議のうえ検討してきたが、結果、次の17項目の移譲を決定4月1日から実施となった。このことは既に「県報」にて公示（3月31日付）済みであるが、改めて本誌上に列記して関係者の理解と周知に供することにした。

記載要領は、移譲事務（カッコ内は県庁関係課名）、対象市町村、内容の解説の順である。

・開発行為の許可（土地行政課）＝川越、熊谷、川口、浦和、大宮、所沢、春日部、狭山、上尾、草加、越谷、新座、入間の各市（13市）。都市計画法第29条に基づく行為で、人口10万人以上の市長に、20%までの許可権限を移譲するもの。但し、予め開発審査会の議を得ているいものを除く。

・建築の許可（都市計画課、都市施設課、公園緑地課、下水道建設課）＝川越、熊谷、川口、浦和、大宮、所沢、春日部、狭山、上尾、草加、越谷、戸田、入間、新座、久喜、八潮、富士見、三郷の各市及び大井町（18市一町）。都市計画法第

53条に基づく行為を指すもので、建築確認事務を移譲してある市町長に移譲、但し、県施行に係る都市計画に関する場合を除く。

・遊休土地に係る諸措置（土地行政課）＝全市町村。これは国土利用計画法第28条に基づく行為で（同条第一項、土地の所有者等に対し、遊休土地である旨を通知すること）、全市町村長に移譲。

・首都圏近郊緑地保全（公園緑地課）＝川越、川口、浦和、大宮、所沢、上尾、戸田、入間、朝霞、志木、和光、新座、桶川、富士見の各市及び川島町（14市一町）。これは首都圏近郊緑地保全法第8条に基づくもの（保全区域内において建築物等の新築、改築又は増築等の行為をしようとする旨の届出を受理すること。届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることなど）で、近郊緑地保全区域を有する市町村長に移譲。

・ふるさとの森・並木道の指定等（自然保護課）＝全市町村。これは「ふるさと埼玉の緑を守る条例第11条（指定し、又その指定を解除すること）、第12条（木竹の伐採等の行為の届出を受理することなど）に基づくもので、全市町村長に移譲。

・路外駐車場の設置規制（都市施設課）＝名栗、都幾川、玉川、横瀬、両神、大滝、荒川、東秩父、

神泉、花園の各村及び皆野、長瀬、吉田、小鹿野、北川辺の各町など10村5町を除く全市町村。これは駐車場法第12条（路外駐車場管理者からの届出を受理すること）に基づくものであるが、但し、面積500平方㍍以上ものと定められた。

・商店街振興組合の指導（商業観光課）＝全市。これは商店街振興組合法第36条及び第85条に基づくもので、全市長に移譲。

・火薬類の取締り（工業保安課）＝全市町村。これは火薬取締法第17条、第25条に基づくもので、全市町村長に移譲。

・市町村道に係る境界確認（用地課）＝全市町村。これは国有財産法第31条の3（調査し、境界を定めることなど）によるもので全市町村長に移譲。

・建築確認（建築指導課）＝浦和、大宮、川口、川越、所沢の各市（特定行政庁）のほか限定特定行政庁に八潮市、大井町を含む18市1町（前掲「建築の許可」の対象と同様）。これは建築基準法第6条第1項に基づく行為、建築確認に係る事務移譲。

・住宅の審査（建築指導課）＝前項「建築許可」対象と同様。これは住宅金融公庫法による行為である。

・建築協定（建築指導課）＝浦和、大宮、川口、川越、所沢の各市（特定行政庁5市）。これは建築基準法第70条に基づく建築確認事務。

・犬の登録（食品衛生課）＝全市町村。これは狂犬病予防法第4条第2項（登録し鑑札を交付することなど）による行為で、全市町村長に移譲。

《発注予定価格の適正化》

非採算工事の元凶

“歩切り、是正で自治省通達 市町村への影響力に期待”

自治省は、4月7日の56年度上半期公共事業等施行に関する事務次官通達について同月14日、同省財政局財政課長及び大臣官房企画室調査官の連名で、各都道府県総務部長あての通達で「公共工事等工事発注における予定価格について、地域の実情に即した設計積算単価を尊重して適正に決定するよう」管下市町村に対しても同趣旨の徹底方指導をも併せて要請した。

地方自治体などで行われるいわゆる“歩切り”についてのは正方を指示したもので、この種の問題で自治省が通達を出したのは今回が初めてである。歩切り問題は数年前から業界で改善を求めてきたことで、建設省においても昨年来事務次官、計画局長名などでは正方を要望したが、所管外である市町村への浸透までに至らず、当の自治省への働きかけにより今回の通達となつたが、今後市町村が是正にどう対応するかが注目のまとである。

工事発注における予定価格に対するいわゆる“歩切り”については、業界全国的に巻きついた是正の声を受け昨年11月行政管理庁で調査が行われその改善勧告があり、これを受けて建設省では昨年12月関係機関に対し次官通達等をもってその改善方

を強く要請していた。しかし、市町村レベルにおいてはその後も依然としてあとを絶たず、業界側に言わしむれば企業採算を損う大きな要因の一つともなつておらず完全徹底が強く叫ばれていた。

建設省では、56年度所管事業の執行についての事務次官通達にこの点にふれ「予定価格については、積算結果を尊重して適正に決定すること」を明確に指示する一方、自治省に対しても同趣旨の内容を盛り込んで積極的指導方を働きかけた。

今回の自治省財政課長並びに企画室調査官連名による通達は、この建設省の要請に応えたもので、受け止め方いかにせよ地方自治体所管省である自治省が“歩切り”を真正面にその是正を求めたことの意義は大きく、今後地方自治体側の対応が注目されるのである。

先の行政管理庁調査で「市町村では43.1%の工事で3%以上の歩切り」が行われている実態が指摘されたのである。このたびの自治省通達によつて全く無謀にも等しい大幅歩切り行為の絶滅に期待を寄せたいものである。

「全国建設産業団体連絡協議会」設立さる

建設産業の健全な発展とそのイメージアップを目的として全國各都道府県において設立されつつある「建設産業団体連合会」の横の連絡、調整機関となる「全国建設産業団体連絡協議会」の設立総会が6月22日午後2時から、東京・港区虎ノ門の東京農林年金会館で開かれた。

今度、設立された協議会は静岡、埼玉、山形の各県建産連会長が発起人となり昨年の9月から設立準備を進めてきたもので、情報交換の緊密化、団体間の連繋の強化、各県建産連設立の促進などを当面の活動目標として事業を実施する。

設立趣意書及び設立総会に於て選任された役員は次のとおりである。（詳細次号）

全国建設産業団体連絡協議会設立趣意書

建設産業団体連合会については、さきに建設省計画局が全国8ブロック会議において、その助成策並びにモデル定款を作成して、設置の促進を図ってきたことは、ご高承のとおりでございます。

即ち、当局は建設産業に対する国民の期待と建設産業の果している国民社会、経済上の役割の重要性の大なるに鑑み、建設産業が更に一層発展していくために、建設産業団体連合会（以下団体という）が必要であると訴えております。

幸い、全國各県に於て、この趣旨を理解し、行政当局のご指導を得て、既に12県の設立を見るに至り、現在設立のための準備段階に入っている県も、数県に及んでおります。

ここに於て、私共3県は、発起人となり、建設産業の健全な発展、並びに建設産業に寄せる社会的信頼の確保を図るために、別項の「活動の目標」を掲げ、各県団体間の連絡を密にして、行政・政治・業界の3者の一体化を図ろうと考えました。

よつてここに「全国建設産業団体連絡協議会」の前身としての「全国建設産業団体連絡協議会」を設立するものであります。

活動の目標

- (1)各県団体は、相互理解を深め、建設産業界の向上発展を図る。
- (2)各県団体は、情報の交換を密にし、団体の運営の円滑化と効率化を図る。
- (3)各県団体は、意志の統一を図り、当面する課題の解決に積極的に取組む。
- (4)各県団体は、建設産業の社会的信頼確保について団体間の連繋を強めつつ、研究と実行を推進する。

昭和56年6月22日 発起人 静岡、埼玉、山形県各会長
全国建設産業団体連絡協議会役員

会長 中村一雄（社団法人 静岡県建設産業会議所会頭）

副会長 升川剛男（社団法人 山形県建設会議所会頭）

〃 斎藤 榮（社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会長）

理事会・委員会便り

昭和56年度第1回理事会 昭和56年4月28日開催

議事事項

1. 昭和56年度通常総会開催について

本年度の通常総会を5月19日午後1時30分から、浦和市平安閣において開催することに決定した。

2. 総会提出議案について

昭和56年度通常総会に提出する議案は次のとおりとし、各項目について審議した結果、いづれの項目についても全員異議なく、承認又は議決した。

ア. 昭和55年度事業報告について

イ. 昭和55年度収支決算について

ウ. 昭和55年度建設労働者福祉センター及び建産連会館建設事業特別会計収支決算について

エ. 昭和56年度事業計画について

オ. 昭和56年度収支予算について

カ. 入会金及び会費の賦課、徴収について

キ. 昭和56年度建設労働者福祉センター及び建産連会館建設事業特別会計収支予算について

3. 昭和56年度建設労働者福祉センター及び建産連会館運営費収支予算及び特別委員会設置について

昭和56年度建設労働者福祉センター及び建産連会館運営費の収支予算については、十分検討する必要があるので、運営小委員会を設け慎重に検討した上、提案することとし、運営小委員会の構成については、(社)埼玉県建設業協会、(社)埼玉建築設計監理協会、(社)埼玉県宅地建物取引業協会の3団体から各1名づつ適任者の推薦を願い建設特別委員長を長とした4名で構成することに決定した。

4. 建設労働者福祉センター及び建産連会館の建設について

ア. 設備工事請負業者について

建設委員長から建設工事請負契約業者並びに請負契約額について報告し、全員の承認を得た。

イ. 工事の進捗状況について

建設委員長から工事の進捗状況及び今後の予定について説明し、全員の了承を得た。

5. 昭和56年度「建産連ニュース」の配布計画について

昭和56年度に於ける「建産連ニュース」の配布部数については、もうろろの事情から発行部数を3,550部に減じて配布することに決定した。

6. 全国建設産業団体連絡協議会の設立について

全国建設産業団体連絡協議会の設立について準備会の結果を報告するとともに、設立総会を6月22日午後2時から東京虎の門の農林年金会館で開催することを報告し、全員の了承を得た。

7. その他

(社)埼玉県ダンプカー協会から退会届が提出されたこと及び関根仁平理事から理事を辞任したい旨の届が提出されたことを報告し、全員の承認を得た。

総務委員会 昭和56年3月12日開催

昭和56年度事業計画及び収支予算について協議した。

建設特別委員会 昭和56年3月30日開催

建設労働者福祉センター及び建産連会館設備工事請負入札結果、工事の進捗状況及び今後の予定等について協議した後、現場視察を実施した。

広報委員会 昭和56年4月14日開催

「建産連ニュース」第8号の発刊並びに第9号の編纂、昭和56年度の「建産連ニュース」配布計画について協議した。

会員 だより

(順不同)

昭和56年度事業計画について

社団法人 埼玉県建設業協会

昭和56年度当協会の事業計画は、国の財政再建策等により公共事業予算の量的拡大は望めず、景気回復の見通しも明るくない等の諸情勢をふまえ、下記を重点に事業活動を展開することとした。

記

1. 公共工事の計画的、適期発注、とくに公共工事への依存度の高い中小建設業者向けの受注確保並びに早期発注の促進。
2. 主要建設資材の需給並びに価格の安定方策に関する施策の推進。
3. 残土、建設廃棄物の処理方法の明示及び必要経費の積算化運動。
4. 支部活動のため助成金の増額交付。
5. 施工技術の向上と施工管理の合理化の推進。
6. 建設業経営者並びに現場管理者を対象とする講演、講習会の実施。
7. 協会発足30周年記念事業の一環として記念誌の発行準備。



昭和56年度造園工事 技術者試験の実施について

社団法人 埼玉県造園業協会

昭和56年度の1級及び2級造園工事技術者試験は、下記の要領で実施される。

1. 受付期間

昭和56年6月20日(土)～7月4日(土)

郵送に限る。締切日の消印まで有効。

2. 提出書類

①(財)全国建設研修センター指定の申込書3通 ②住民票 ③卒業証明書 ④写真(5.5cm×4.0cm) ⑤2級造園施工管理技術検定合格証明書の写し(受験資格に関係ある者のみ)

3. 申込用紙

1組300円 当協会で販売します。

4. 受験料 7,000円

5. 試験地

札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島
福岡

6. 試験日

①1級試験 昭和56年9月6日(日)

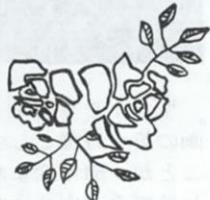
②2級試験 昭和56年9月27日(日)

7. 申込書類提出先

〒102 東京都千代田区平河町2-6-2

ランディック平河町ビル内

電話 03-230-1621



県北・県東地区会員紹介

社団法人 全国鉄構工業連合会埼玉県支部

(株)オキナヤ	熊谷市	藤間 久義
横倉鉄工(株)	"	横倉 満
篠原総合建設(株)	"	新井 清次
(株)中屋機械製作所	"	松本 介司
(有)笠原鉄工所	川本村	笠原忠次郎
(有)沼尻工業	花園村	沼尻 清
(株)市川鉄工所	寄居町	市川雄三郎
(株)湯本鉄工所	深谷市	湯本 元始
北武鉄構(株)	長瀬町	千葉駿三郎
田陽鉄工(株)	秩父市	田 阳 德三
松原工業(株)	本庄市	松原 金重
(株)台鉄工所	幸手町	台 得男
(株)浜田鉄工所	"	浜田 正一
(有)花輪工業	"	花輪 孝二
栗鉄工所	"	栗崎 正行
(株)アラコウ	秩父市	新井 公雄
(有)田口鉄工所	熊谷市	田口 秀夫

「保証事業会社に対する規制」

東日本建設業保証(株)埼玉営業所

前回までに述べましたとおり、公共工事の前払金保証は、非常に公共的性格の強い事業でありますのでこれを営む保証事業会社については法律により種々の規制がなされています。

まず仕事を動かす元となる事業方法書及約款については、その重要事項のすべてについて

て決められており、これを使用するとき又は変更するときは大臣の登録又は承認が必要とされています。

また兼業の制限として前払金保証の他には公共工事金融保証、建設機械金融保証、海外建設事業金融保証の事業以外は営んではいけないとか、準備金措置として保証事故弁済に備えて責任準備金、異常危険準備金および支払準備金の積立て方法の規定、さらに常務役員の専業主義として他の会社の業務に従事しようとするときは、建設大臣の認可をうけなければならない等があります。

昭和56年度 各種講習会実施予定

埼玉県電気工事工業組会

本年度は下記のとおり技術講習会を開催。

1. 消防設備士学科受験 7月 2日間
2. 高圧電気工事技術者受験 8月～9月
(土)・(日) 18日間
3. 電気工事士実技受験 9月 2日間
4. 高圧ケーブル工事技能認定 9月 2日間
5. 積算実務 57年2月 1日間
6. 消防設備施工技術 57年2月 2日間



事務局整備について

社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部

当会はかねてより塗装工業会の発展を期するため充実した事務局の人材を県に依頼しておりましたところ、本年3月末日をもって埼玉県川越専修職業訓練校校長を最後に後進に道を譲るため退職された岩崎氏を事務局長としてお迎えし人間関係の広さと共に益々業界の近代化を目指し、体质改善強化し、不況下における企業経営の確立と進展に貢献されるものと期待しここに御紹介申し上げます。

技能検定の有資格者の 養成に全力

埼玉県建設大工工事業協会



型わくを専門業としている私共協会の事業計画の第一目標として、型わく技能検定を行うことが、54年度より実施する事に決り、技術対策部会が中心になり、能率協会より検定員の認定を受けて行いました。

検定員、補助員は初めてなので、能率協会及県立訓練校講師より指導され乍ら打合を行い、学科の講習、実地の講習と、受験者と一緒にになって勉強し、試験にのぞみました。

合格者は、54年度36名、55年度38名、合計74名の技能士（1級61名、2級13名）が誕生しました。2年間で金賞1名、銀賞12名、銅賞1名が技能検定成績優秀者として表彰されて居ります。

建設省は56年度より営繕工事のうち3000平米以上の工事について1級技能士を常駐させる方針です。今後も技能検定を続けると共に有資格者の意識の向上と、品質の高精度化による施工管理についての養成を続けます。



昭和56年二級建築士試験 実施について

社団法人 埼玉建築士会

昭和56年二級建築士試験の実施等の日程が次のように定められました。

- 4月21日(火) 試験施行について県報告示
5月1日(金)～5月15日(金) 申込書配布期間
5月11日(月)～5月15日(金) 申込書受付期間
5月8日(金) 「設計製図の課題」県報告示
課題「木造2階建専用住宅」
7月26日(日) 「学科の試験」
9月7日(月) 「学科の試験」合格者発表
9月20日(日) 「設計製図の試験」
10月27日(火) 最終合格者発表

任期満了に伴う役員改選

社団法人 埼玉県建築士事務所協会

第六回通常総会が、5月12日(火)無事終了し任期満了に伴う役員の改選が行われ次のように選出された。(敬称略、順不同)

会長 岩堀徳太郎(再)

副会長 宮沢源三郎(再)、安藤晃(再)、小林敏浩(再)、平野夏五郎(再)

理事 若林義雄(再)、牛村健寿(再)、八木実(再)、岡芹邦男(再)、川俣広志(再)加藤雄啓(再)、早川昇一(再)、鈴木龍久(再)、見沢孝(再)、小川清(再)

渡辺八太郎(再)、近藤義助(新)、戸室輝雄(新)、丸岡只一(再)、大塚章(再)、吉田建治(再)、滝沢源二郎(再)

柴山諄一(再)、新井己巳一(新)、田沢清(新)、木村広次(再)、稻生清(再)

川端輝男(再)、石田寛(再)、西村栄司(再)

監事 内田実(再)、栗原武次(再)、小久保昭二(再)

新任事務局長の紹介

6月1日付にて本会の事務局長として中島達夫が着任いたしました。横顔を紹介しますと本年3月埼玉県水産試験場の庶務課長をさいごに退職されました。住いは加須市です。どうぞよろしくおねがいいたします。

新役員が決定

社団法人 埼玉建築設計監理協会

昭和56年5月28日開催の通常総会に於いて新役員が下記の様に決定いたしました。

会長 大川光英(再任)

副会長 植原 弘(再任)、宮崎通明(新任)

会計理事 山田慎一(新任)

理事 新井 齊(新任)、木川元守(再任)

桑子 勇(再任)、斎藤 修(新任)

高岡敏夫(新任)、高橋成典(新任)

谷屋和孝(再任)、林 金吾(新任)

監事 坂川富海夫(新任)

染谷勝之(新任)

建設業緊急労働災害 撲滅運動について

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

埼玉労働基準局より、昨年来、最近における労働災害の多発傾向についてその防止対策の強化を指示された。

その内容は、昭和55年における休業4日以上の死傷者数は11月末現在において前年同期比で7.9%増、建設業においては、死亡者数において昭和54年41件に対し、本年は53件と大巾に増加しており、特に本年は中高年令者、出稼労働者がふえるとみられるところから一層の災害の多発が懸念されるので効果的な推進を行なうようとの内容であり、これを受けて、当支部では、各種大会、会議のさいに本運動のPRを行なうとともに、会員の方々の

協力を得て自主的安全パトロールの実施、発注機関に対する協力要請、安全意識高揚のためのポスター等用書類を全会員に配布して大きな成果を挙げることが出来た。

再び身体障害者職場開発について

一身障者用製図関係器具を寄贈

社団法人 埼玉県測量設計業協会

前号で、我が協会が公益法人の立場から、国際障害者年の記念事業として、身体障害者の職場拡大への協力を取り上げることを報告しました。

その後の研究の結果、この問題は県を仲介として我々協会員と福祉工場間の両者に於ける発受注の態勢作りのことがあり、直に職場拡大につながらないので、先づ受け入れ側の作業態勢作り、即ち設計製図の技術訓練の必要があるとの結論に達しました。

そこで我々は、前に報告の事業とは別に、身障者の技術訓練に役立てる為に、只今某業者の試作中の身障者用製図関係器具を、10台(価格約150万円)を県に寄贈し、県のご活用によって、前段の目的も成功するよう希望いたしました。

斯くて、たまたま、我々協会の本年度通常総会が5月25日に予定されていたので、県とも相談の上総会当日の祝賀会に畠知事のご臨席を願い、目録を以って寄贈の式をとり行いました。

これから、試作品の完成と、発受注態勢作りの研究を進め、両々相俟って、可及的早い時期に、初期の目的を達成するよう努力する所存であります。

宅地建物取引主任者講習会実施と血液輸送車贈呈について

社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

去る91回国会で、宅地建物取引業法が改正され、昭和56年4月1日から取引主任者に対して埼玉県知事から、今迄知事登録の取引主任者を対照として有効期間3年の取引主任者証を交付するとともに、取引主任者証の交付または、有効期間の更新の都度、埼玉県知事の指定する講習を受講することが義務づけられました。これにより我が協会のみが講習受講実施の指定を受けました。今後埼玉県内に、12,000人ともいえる取引主任者の講習会実施については1ヶ月400人としても1年で4,800人となり、この実施は今後大変な作業となりますが宅地建物の取引に関する者として重要な事項の説明等、書面の交付など実際の売買契約の成立にあたりきわめて重要な役割を果たすものと思います。

私共平素埼玉県内に於て地域の県民皆様に、御世話になり営業を営ませていただいている者であります、地域社会の方々に、有形無形に貢献しているものと考えて居りましたが、形に現わして特にお役に立っているということが、今迄なかった訳であります。そこで、今年は国際傷害者年でもありますし協会としても、何か社会に貢献出来るものはないかということを考え、兼ねてより種々検討致して居りました。献血車又は血液輸送車を日本赤十字社に御寄贈申し上げ県民の皆様にお報い申上げる事と致しました。私達日常車を運転して仕事いたして居ります者にとりましても、

何時いかなる時に輸血の御世話になる事があるかと存じ大変意義あることと考えまして、大宮日赤病院に連絡申上げましたところ、その件については伊奈町の血液センターで取扱っているということを伺いました。其の後池田総務課長さんに連絡申上げ3月11日協会事務局にお出で願いまして、献血車、血液輸送車の価格その他寄贈に当つてのいろいろの様子をお伺いし、当初血液輸送車一台御寄贈申上げる計画でございましたが、池田課長さんから300万寄贈願えれば血液輸送車二台を協会の名前入りで出来ますとの事を伺い5月7日更めて、常任理事会並びに理事会を開き、300万円を拠出いたす事に決定し、5月11日血液センターに御報告申上げた次第でございます。

以上のような経過で本日血液輸送車二台を寄贈申上げることになった訳でございます。

七月初旬ごろからは私共の社団法人埼玉宅建協会のマーク入りの血液輸送車が1日7~8回も県内のどこかで、尊い血液を輸送する訳でございます。

今日からは、私共協会員4,300名の一人、一人の团结の現れが、県民の皆様に少しでも役立っていることを誇りに思い又今後も継続事業として、これを続けていくことが545万県民の皆様に信義と誠実を以て業を行う社団法人宅建協会員であるということを御認識して戴ければ幸いと存ずる次第でございます。



「協調」と「団結」を根幹とし 共存共栄をはかる

埼玉県コンクリート圧送組合

昭和56年度も厳しい経済状勢から需要の減少が推察される圧送業界ですが、過日の通常総会において、いまこそ組合員の総力をあげて市況の回復と、また経営の合理化、体质改善をはかり、「協調と団結」を企業活動の根幹として共存共栄の実をあげるべきであるとの決議がなされました。

特に、埼玉県建設産業団体連合会関係諸先輩の御指導を期待して、なお一層努力してまいります。

浄化槽講習会を開催します

社団法人 埼玉県浄化槽協会

し尿浄化槽資格取得講習会を開催予定であります。受講希望の方は下記の要領でお申込み下さい。

○浄化槽管理技術者認定講習会

- 保守点検(Aコース)、清掃(Bコース)
- 受講資格 実務経験3年以上の者
- 開催日 昭和56年11月2日~11月11日までの10日間

- 開催場所 浦和、埼玉県食環センター
- 受講手数料(予定) 会員45,000円
非会員48,000円

○浄化槽施工士講習会

- 受講者が80名以上になれば開講できます。

- 受講資格 実務経験3年以上の者
- 開催日・開催場所 定員になり次第決定
- 受講手数料(予定) 会員 40,000円
非会員 43,000円

受講希望者はハガキに希望講習会名(希望コース)、会社名、会社所在地、氏名、住所、電話番号を記入のうえ下記のところまで連絡予約して下さい。

〒336 埼玉県浦和市高砂4-2-4

社団法人 埼玉県浄化槽協会

電話番号 0488(64)1033



第5次下水道整備5ヵ年 計画スタート

埼玉県下水道施設維持管理協会

昭和56年度を初年度とする第5次下水道整備5ヵ年計画は、その根拠法となる「下水道整備緊急措置法」も成立し、実質的にスタートしました。この計画は、公害妨止計画と水質環境基準を早期に達成し、生活環境の改善を図るとともに、閉鎖性水域の総量削減計画など水質保全行政の新たな進展に対応しようとするものです。このため、総額11兆8千億円の事業費を投入し、昭和60年度末の処理人口普及率44%を目指しています。

第5次5ヵ年計画により、遅れている下水道整備がさらに促進され、より一層文化的で快適なくらしが実現されることが期待されます。

会員 人事任采



◎黄綬褒章を受しょう

◇理事 平井滋通 (67才)

(建設業労働災害防止協会埼玉県支部長)

住所 北葛飾郡杉戸町大字下高野885

受しょう年月日 昭和56年4月29日付

功績 多年にわたり建設業の進展に尽力するとともに労働災害防止に多大の貢献をされた。

一方、地方自治に関与し、地方行政の推進に貢献した。

◎理事 関根仁平(埼玉県ダンプカー協会長)

理事を辞任

◎建産連会館、建設労働者福祉センター運営小委員会を設置(アイウエオ順)

委員長 岩堀徳太郎(法人埼玉県建築士事務所協会)

委員 植原 弘(法人埼玉建築設計監理協会)

内田 勝雄(法人埼玉県宅地建物取引業協会)

川村 平作(法人埼玉県建設業協会)

訃報

◆評議員 新井 清作

(埼玉県電業協会副会長)

病気療養中のところ昭和56年6月9日逝去されました。

ここに謹んで御冥福を御祈り申し上げます。

連合会日誌

- 3月5日 建産連会館設備工事関係共同企業体構成員の選定及び説明会を開催。
- 3月12日 **総務委員会**
昭和56年度事業計画及収支予算等について協議。
昭和56年度埼玉県優秀技能者表彰について推薦方を各団体に依頼。
- 3月16日 建設労働者福祉センター及び建産連会館設備工事入札参加者の指名。設計図渡し。
- 3月25日 「建産連ニュース」第8号を発刊、配布。
- 3月26日 2月末日現在における公共事業関連職種有効求職者に関する情報を各団体へ提供した。
建設労働者福祉センター及び建産連会館設備工事請負入札参加者に対し現場説明会を開催。
- 3月27日 建設労働者福祉センター及び建産連会館設備工事請負入札を執行。
落札企業体
電気設備工事 埼電・国益建設共同企業体
空気調和設備工事 飯沼・黒川建設共同企業体
給排水衛生設備工事 泉屋・池田建設共同企業体
- 3月30日 **建設特別委員会**
建設労働者福祉センター及び建産連会館設備工事請負入札の結果及び工事の進捗状況、今後の予定等について協議した後、現場視察を実施。
- 4月2日 **政治経済講演会** 於農業共済会館 4F会議室 参集者193名
講師 NHK解説委員 岡村和夫先生
演題 当面する政治経済情勢について
- 4月7日 全国建設産業団体連絡協議会設立準備会が建設業振興基金會議室に於て開催され、齊藤会長、荒井事務局長が出席、設立趣意書、定款、事業計画、収支予算、設立総会日程等について協議。
建設労働者福祉センター及び建産連会館建設工事推進について現場関係者との打合会を開催。
- 4月10日 財団法人住宅生産振興財団、日本経済新聞社主催の川島八幡団地住宅祭開会式に荒井事務局長出席。
- 4月14日 **広報委員会**
「建産連ニュース」第8号の発刊、第9号の編纂、昭和56年度の

配布計画等について協議。

- 4月27日 昭和55年度事業ならびに収支決算について監事の監査を執行。
- 4月28日 **正副会長会議**

昭和56年度通常総会の開催、総会時の分担、総会提出議案、その他、全国建設産業団体連絡協議会の設立、関根理事辞任に伴う副会長人事問題等について協議。

- 理事会**
昭和56年度通常総会の開催、総会提出議案、建設労働者福祉センター及び建産連会館運営小委員会の設置、工事請負契約の結果、工事の進捗状況、及び昭和56年度「建産連ニュース」の配布計画等について審議。

- 連絡調整会議**
建産連の運営等について県住宅都市部幹部と連絡調整会議を開催。
建設業振興基金に於て開催の全国建設産業団体連絡協議会設立総会開催に関する事務局長会議に荒井事務局長出席。
3月末日現在における公共事業関連職種有効求職者に関する情報を各団体へ提供した。

- (社)埼玉県建築士事務所協会通常総会に川合副会長出席。

- 通常総会**
昭和56年度建産連通常総会を平安閣に於て開催し、昭和55年度事業報告、収支計算、建設事業特別会計収支計算、昭和56年度事業計画、収支予算、会費の徴収、建設事業特別会計収支予算を承認又は議決。

- 建設業労働災害防止協会埼玉県支部総会に川合副会長出席。

- (社)埼玉県空調衛生設備協会総会に荒井事務局長出席。
4月末日現在における公共事業関連職種有効求職者に関する情報を各団体へ提供した。

- (社)埼玉建築士会総会に齊藤会長、川合副会長出席。
埼玉県電気工事工業組合総代会に荒井事務局長出席。
- (社)埼玉県測量設計業協会総会に齊藤会長、荒井事務局長出席。
建設労働者福祉センターの建設、運営等について雇用促進事業団普及指導課と協議。
- (財)埼玉県建築住宅安全協会評議員会及び理事会に齊藤会長出席。

よい設計 進んだ技術の建設産業

行田市立見沼中学校1年
木島 真由美さんの作品

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿(順序不同)

名称	代表者	所在地	郵便番号	電話番号	名称	代表者	所在地	郵便番号	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 斎藤 裕	浦和市高砂3-10-4	336	0488 61-5111	(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山 正夫	浦和市岸町7-6-15	336	0488 22-8252
(社)埼玉県電業協会	会長 川合 大	〃	〃	0488 64-0385	(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 今西 定雄	浦和市高砂4-2-4	〃	0488 61-5407
(社)埼玉県造園業協会	会長 皆川 浩吉	浦和市東仲町6-7	〃	0488 81-1052	(社)埼玉県ダンプカー協会	会長 関根 仁平	浦和市高砂3-10-4	〃	0488 63-9880
東日本建設業保証(株) 埼玉営業所	所長 木藤 貞麿	浦和市高砂3-10-4	〃	0488 61-8885	建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 平井 澄通	〃	〃	0488 62-2542
(社)全国鉄構工業連合会 埼玉県支部	支部長 大倉 富士雄	川越市西小仙波町1-18-1	350	0492 24-3775	埼玉県道路舗装協会	会長 島村 治作	〃	〃	0488 61-9971
埼玉県電気工事工業組合	理事長 藤波 貞治	大宮市宮原町1-39	330	0486 63-0298	埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 内海 勝正	上尾市本町1-5-20	〃	0487 73-8171
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 小池 恭平	浦和市仲町3-13-7	336	0488 22-4124	埼玉県コンクリート圧送組合	組合長 土屋 裕保	上尾市宮本町10-26 佐藤ビル 3F	362	0487 75-9118
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 内藤 明	本庄市日の出1-12-29	367	0495 24-2323	(社)日本碎石協会埼玉県支部	支部長 西村 勝一	秩父市中町7-2	368	04942 2-5423
埼玉県建設大工 工事業協会	会長 牛草 真澄	浦和市岸町7-11-24	336	0488 62-9258	埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485 22-0333
(社)埼玉建築士会	会長 安藤 晃	浦和市高砂3-10-4	〃	0488 61-8221	(社)埼玉県浄化槽協会	理事長 石塚 清	浦和市高砂4-2-4	336	0488 64-1033
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀 徳太郎	〃	〃	0488 64-9313	埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市桜木町4-779 東栄マンション1-102	330	0486 44-7417
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 大川 光英	〃	〃	0488 61-2394					

建産連ニュース 第9号

昭和56年6月25日印刷発行

編集・社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
発行

郵便番号336
浦和市高砂3丁目10番4号
電話(61)5111

訂正とお詫び

裏表紙の会員名簿中、東日本建設業
保証(株)埼玉営業所「所長 木藤貞麿」
氏とありますのは「所長 中野稔」氏
の誤りで、ここに深くお詫びしますと
ともに訂正いたします。

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月